

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ サークル活動費

Q. 社員のサークル活動に会社が補助金を支出した場合、どのような取り扱いになりますか？

A. 会社が、社員のサークル活動費を支出した場合、次のような取り扱いになります。

①社員

使用者が役員又は使用人のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を負担することにより、これらの行事に参加した役員又は使用人が受ける経済的利益については、使用者が、その行事に参加しなかった役員又は使用人(使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を除く)に対し、その参加に代えて金銭を支給する場合又は役員だけを対象としてその行事の費用を負担する場合を除き、課税しなくて差し支えないとされています。

したがって、その補助金が、本来のサークル活動に適正に使われているのであれば、課税関係は生じません。

②会社

会社が支出したサークル活動費は、サークルに交付した時点ではなく、その活動費が実際に使われた時に損金の額に算入することができます。

★ 従業員親睦会に係る課税関係

Q. 当社では、従業員の親睦や福利厚生を目的とする親睦会を作って、会に補助を出そうと思っています。この親睦会に係る課税関係はどのようにになりますか？

A. 法人税では、法人の役員や使用人で組織した団体が、これらの者の親睦、福利厚生に関する事業を主として行っている場合において、その事業経費の相当部分をその法人が負担しており、かつ、次に掲げる事実のいずれか一の実事があるときは、原則として、その事業に係る収益、費用等については、その全額をその法人の収益、費用等に係るものとして計算することとなっています。

①法人の役員又は使用人で一定の資格を有する者が、その資格において当然にその団体の役員に選出されることになっていること。

②その団体の事業計画又は事業の運営に関する重要案件の決定について、その法人の承諾を要する等その法人がその業務の運営に参画していること。

③その団体の事業に必要な施設の全部又は大部分をその法人が提供していること。

つまり、このような親睦会に該当する場合には、原則として、親睦会の損益の全額が法人の損益として取り扱われるということですが、法人負担分と従業員が負担する分と

が区分されている場合には、従業員負担分については、これを除いて計算することができますこととなっています。

★ 会社が加入している生命保険料の取扱い

Q. 当社では、従業員の傷病手当のお補てんのために生命保険に加入していますが、全額損金にできるのでしょうか。

A. 法人税では保険の種類によってその取扱いが異なってきます。

法人が契約者となり、役員又は使用人を被保険者とする保険に加入して支払った保険料は、保険金の受取人に応じて次のとおり取り扱われます。

① 養老保険

養老保険とは、満期又は被保険者の死亡によって保険金が支払われる生命保険です。

(1) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が法人の場合

支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除、若しくは失効によりその保険契約が終了する時まで損金の額に算入されず、資産に計上する必要があります。

(2) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族の場合

支払った保険料の額は、その役員又は使用人に対する給与となります。

なお、給与とされた保険料は、その役員又は使用人の生命保険料控除の対象となります。

(3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が法人の場合

支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入します。

ただし、役員又は部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合には、その残額はそれぞれその役員又は使用人に対する給与になります(給与とされた保険料の取扱いについては上記(2)と同様となります。)

(注1) 傷害特約などの特約がある場合は、その特約部分の保険料の額を期間の経過に応じて損金の額に算入することができます。

ただし、役員又は部課長その他特定の使用人のみを傷害特約等に係る給付金の受取人としている場合には、その特約部分の保険料の額は、その役員又は使用人に対する給与となります。

(注2) 役員に対する給与とされる保険料の額で法人が経常的に負担するものは、定期同額給与となります。

② 定期保険

定期保険とは、一定期間内に被保険者が死亡した場合にのみ保険金が支払われる生命保険で、養老保険のように生存保険金の支払はありません。

(1) 死亡保険金の受取人が法人の場合

支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入します。

(2) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族である場合

支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入します。

ただし、役員又は部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合には、その保険料の額はその役員又は使用人に対する給与となります。

(注1) 傷害特約などの特約がある場合は、その特約部分の保険料の額を期間の経過に応じて損金の額に算入することができます。

ただし、役員又は部課長その他特定の使用人のみを傷害特約等に係る給付金の受取人としている場合には、その特約部分の保険料の額は、その役員又は使用人に対する給与となります。

(注 2) 給与とされた保険料は、その役員又は使用人の生命保険料控除の対象となります。

(注 3) 役員に対する給与とされる保険料の額で、法人が経常的に負担するものは、定期同額給与となります。

③定期付養老保険

定期付養老保険とは、養老保険を主契約とし、定期保険を特約として付加したものをいいます。

1. 保険料が生命保険証券などにおいて定期保険の保険料と養老保険の保険料とに区分されている場合

(1) 定期保険の保険料について

イ死亡保険金の受取人が法人の場合

その支払った保険料の額は期間の経過に応じて損金の額に算入します。

ロ死亡保険金の受取人が被保険者の遺族である場合

その支払った保険料の額は期間の経過に応じて損金の額に算入します。

ただし、役員又は部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合には、その保険料の額はその役員又は使用人に対する給与となります。

(2) 養老保険の保険料について

イ死亡保険金及び生存保険金の受取人が法人の場合

その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効によりその保険契約が終了する時までは、損金の額に算入されず資産に計上します。

ロ死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族の場合

その支払った保険料の額は、その役員又は使用人に対する給与となります。

ハ死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で生存保険金の受取人が法人の場合

その支払った保険料の額の2分の1は(2)イにより資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入します。

ただし、役員又は部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合には、その残額はその役員又は使用人に対する給与となります。

2. 保険料が定期保険の保険料と養老保険の保険料とに区分されていない場合

支払った保険料の全額を養老保険の保険料とみなして、1(2)により取り扱います。

3. 傷害特約などの保険料

傷害特約などの特約を付した定期付養老保険などの保険料については、その支払った特約部分の保険料の額を期間の経過に応じて損金の額に算入することができます。

ただし、役員又は部課長その他特定の使用人のみを傷害特約等に係る給付金の受取人としている場合には、その特約部分の保険料の額は、その役員又は使用人に対する給与となります。

(注 1) 給与とされた保険料は、その役員又は使用人の生命保険料控除の対象となります。

(注 2) 役員に対する給与とされる保険料の額で、法人が経常的に負担するものは、定期同額給与となります。